

高知県人権施策推進委員会設置要綱

(目 的)

第1条 全ての人々がそれぞれ一人の人間として人を大切にし、大切にされる人権尊重の社会の実現を目指し、人権施策の円滑かつ適正な推進を図るため、高知県人権施策推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 高知県人権施策基本方針の推進に関すること。
- 二 人権侵害に関すること。
- 三 その他人権施策の推進に関すること。

(組 織)

第3条 推進委員会の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 委員長
 - 二 副委員長
 - 三 委員
 - 四 幹事
 - 五 専門幹事
- 2 委員長は、知事をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副知事をもって充てる。
 - 4 委員は、別記1に掲げる者をもって充て、副委員長代理として、子ども・福祉政策部長を充てる。
 - 5 幹事は、別記2に掲げる者をもって充て、幹事長として、子ども・福祉政策部副部長を充てる。
 - 6 専門幹事は、知事部局、公営企業局、教育委員会事務局、監査委員事務局及び県警本部の職員のうちから、必要に応じて委員長が指名する。

(職 務)

第4条 委員長は、推進委員会の事務を統轄する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のとき、又は事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員及び幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて委員会の事務に参画し、副委員長代理及び幹事長は、特定の事務に従事する。
- 4 専門幹事は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて専門の職務に従事する。

(事務局)

第5条 推進委員会の事務を処理するため、推進委員会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、次長及び局員を置く。
- 3 事務局長は子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長の職にある者を、次長は同課課長補佐の職にある者を、局員（事務局長及び次長を除く。）は同課職員をもって充てる。

(雑 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記1(委員)

総合企画部長
理事(人口減少・中山間担当)
総務部長
危機管理部長
健康政策部長
子ども・福祉政策部長
文化生活部長
産業振興推進部長
商工労働部長
観光振興スポーツ部長
農業振興部長
林業振興・環境部長
水産振興部長
土木部長
会計管理者兼会計管理局長
理事・東京事務所長
理事・大阪事務所長
教育長
警察本部長
公営企業局長

別記2(幹事)

総合企画部副部長(総括)
総務部副部長(総括)
危機管理部副部長(総括)
健康政策部副部長(総括)
子ども・福祉政策部副部長(総括)
文化生活部副部長(総括)
産業振興推進部副部長(総括)
商工労働部副部長(総括)
観光振興スポーツ部副部長(総括)
農業振興部副部長(総括)
林業振興・環境部副部長(総括)
水産振興部副部長(総括)
土木部副部長(総括)
会計管理局次長
教育次長(総括)
警察本部警務部参事官
公営企業局次長